次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　現状認識 １　全体の傾向 地上基幹放送等（放送法（昭和25年法律第132号）第２条第14号に定める移動受信用地上基幹放送及び同条第15号に定める地上基幹放送をいう。以下同じ。）は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報を流通させる役割を果たしている。 地上基幹放送事業者等（地上基幹放送等を行う者（日本放送協会及び放送学園大学を除く。）及び放送法第２条第24号に定める基幹放送局提供事業者（地上基幹放送等を行う者の業務の用に供する者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の近年の売上高の推移を見ると、平成27年度が約２兆3,460億円、平成28年度が約２兆3,773億円と、リーマンショックにより売上高が落ち込む以前の水準にはいまだ達していないものの、緩やかな回復傾向にある。業態別に見た場合、テレビジョン放送において売上高は回復傾向にあるものの、コミュニティ放送事業者を含むラジオ放送事業者においては、売上高は依然として減少傾向にある。 現在、地上基幹放送事業者等は、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの台頭などといった様々な環境の変化に直面している。特に、国境を越えるインターネット動画配信サービスが競争環境等にもたらす影響は、今後ますます大きくなると考えられており、地上基幹放送事業者等は、その変化に速やかに対応していく必要がある。 特に、コミュニティ放送は、放送対象地域が一の市区町村の一部の区域であり、広告料収入のもととなる企業が少なく、平成28年度の平均営業収入は約4,900万円、平均営業利益は約４万円の赤字であり、経営基盤が脆弱であるため、経営力向上の観点では、地元の企業や自治体とのより緊密な連携が重要となる。 （注）　平成27年度及び28年度の売上高に、移動受信用地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者の売上高は含まない。 ［２　略］ 第２　経営力向上の内容に関する事項 ［１　略］ ２　具体的事項 現に有する経営資源又は事業承継等により他の放送事業者等から取得した又は提供された経営資源に関し、地上基幹放送事業者等においては、経営力向上に向けて、一のイからヌまでに掲げる事項を、二の表の左欄に掲げる地上基幹放送事業者等の規模に応じ、同表右欄に掲げるところにより、実施するものとする。 一　経営力向上の内容 ［イ・ロ　略］ ハ　他の放送事業者等との連携等強化 他の放送事業者等との連携又は他の放送事業者等からの事業承継等を行うことによりサービスの拡充を図る。また、放送事業以外の事業を行う者等との連携等又は他の放送事業以外の事業を行う者からの事業承継等により新たなサービスを提供する。例えば、他の放送事業者との技術協力等による番組の共同制作、地方自治体と連携した公共情報番組の制作・放送等が考えられる。 ［ニ～ヘ　略］	第１　現状認識 １　全体の傾向 地上基幹放送等（放送法（昭和25年法律第132号）第２条第14号に定める移動受信用地上基幹放送及び同条第15号に定める地上基幹放送をいう。以下同じ。）は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報を流通させる役割を果たしている。 地上基幹放送事業者等（地上基幹放送等を行う者（日本放送協会及び放送学園大学を除く。）及び放送法第２条第24号に定める基幹放送局提供事業者（地上基幹放送等を行う者の業務の用に供する者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の近年の売上高の推移を見ると、平成26年度が約２兆3,337億円、平成27年度が約２兆3,460億円と、リーマンショックにより売上高が落ち込む以前の水準にはいまだ達していないものの、緩やかな回復傾向にある。業態別に見た場合、テレビジョン放送において売上高は回復傾向にあるものの、コミュニティ放送事業者を含むラジオ放送事業者においては、売上高は依然として減少傾向にある。 現在、地上基幹放送事業者等は、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの台頭などといった様々な環境の変化に直面している。特に、国境を越えるインターネット動画配信サービスが競争環境等にもたらす影響は、今後ますます大きくなると考えられており、地上基幹放送事業者等は、その変化に速やかに対応していく必要がある。 特に、コミュニティ放送は、放送対象地域が一の市区町村の一部の区域であり、広告料収入のもととなる企業が少なく、平成27年度の平均営業収入は約4,600万円、平均営業利益は約46万円の赤字であり、経営基盤が脆弱であるため、経営力向上の観点では、地元の企業や自治体とのより緊密な連携が重要となる。 （注）　平成26年度及び27年度の売上高に、移動受信用地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者の売上高は含まない。 ［２　同左］ 第２　経営力向上の内容に関する事項 ［１　同左］ ２　具体的事項 地上基幹放送事業者等においては、経営力向上に向けて、一のイからリまでに掲げる事項を、二の表の左欄に掲げる事業者の規模に応じ、同表右欄に掲げるところにより、実施するものとする。 一　経営力向上の内容 ［イ・ロ　同左］ ハ　他事業者等との連携強化 他の放送事業者等との連携により、サービスの拡充を図る。また、放送事業以外の事業を行う者等との連携等により、新たなサービスを提供する。例えば、他の放送事業者との技術協力等による番組の共同制作や、地方自治体と連携した公共情報番組の制作・放送等が考えられる。 ［ニ～ヘ　同左］